#### 太陽の鐘の貸付に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、前橋ビジョン「めぶく。」を体現し、本市の芽吹きのシンボルとして設置された太陽の鐘の有効な活用を進めることにより、太陽の鐘の市内外へのPR及び太陽の鐘に対する市民の親しみや愛着の増進を図るため、太陽の鐘の貸付に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 太陽の鐘及び附属備品については末尾に記載のとおりとする。

#### (使用許可申請対象者)

- 第3条 前橋ビジョン「めぶく。」に沿った事業として太陽の鐘を活用する者であれば、誰でも貸付を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
  - (1) 市の施策に支障を及ぼすとき
- (2) この要綱若しくは法令又は公序良俗に反するとき
- (3) 政治、思想、宗教又は営利を主な目的とした活動に使用するとき
- (4) 役員等(貸付を受ける者が個人である場合にはその者を、貸付を受ける者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所等の代表者をいう。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下「暴力団員」という。)であると認められるとき
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に 規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認 められるとき
- (6)役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき
- (7)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは 積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
- (8) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

### (使用許可申請等)

第4条 太陽の鐘の貸付にあたっては、使用を開始しようとする日の前日までに「太陽の鐘借用申請書 (様式第1号)」を市長に提出するものとする。

#### (貸付期間)

第5条 太陽の鐘の貸付期間については、7日を限度とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、 この限りでない。

#### (貸付許可の決定)

第6条 市長は、前条の規定による借用申請書を受理した時は、その内容を審査し、その結果を「太陽の 鐘借用許可・不許可通知書(様式第2号)」により通知するものとする。

#### (使用料等)

- 第7条 太陽の鐘の貸付料は、無償とする。
- 2 太陽の鐘の貸付期間における備品の運搬、事前準備等に要する経費は、使用者の負担とする。

#### (備品の貸出し及び返却)

- 第8条 備品は、原則として、使用者が市の指定する場所で貸付を受け、原状復帰をし、返却を行うものとする。
- 2 返却に際しては「太陽の鐘点検表(様式第3号)」に必要事項を記入し、備品と併せて提出するものとする。

#### (遵守事項)

- 第9条 貸付を受ける者は、太陽の鐘の使用に当たり、次の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 太陽の鐘は、善良な注意をもって使用し、使用後は原状復帰すること。
  - (2) 使用目的に従い適正に使用し、他の目的のために使用しないこと。
  - (3) 事故に十分注意するとともに、騒音防止、ごみの散乱防止等に十分配慮すること。
  - (4) 太陽の鐘に異常があるときは、速やかに市へ報告し、その指示に従うこと。
  - (5) 太陽の鐘貸付の許可により生じる権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
  - (6) 太陽の鐘を営利を主な目的とした活動に使用しないこと。
  - (7) その他市の係員の指示に従うこと。

#### (貸出しの中止)

第10条 市長は、貸付を受ける者が前条に掲げる事項を遵守していないときは、期間中であっても使用を中止させることができる。

#### (損害の賠償)

- 第11条 貸付を受ける者は、太陽の鐘を使用するに当たり、使用上の不注意その他自己の責めに帰すべき理由により事故が発生したときは、自らの責任においてこれを解決するものとし、市は、当該事故による損害賠償の責めを負わない。
- 2 使用者の責めに帰すべき事由により、太陽の鐘を毀損又は汚損したときは、市の指示に従い、その 損害を賠償し、又は原状に復さなければならない。

### (補則)

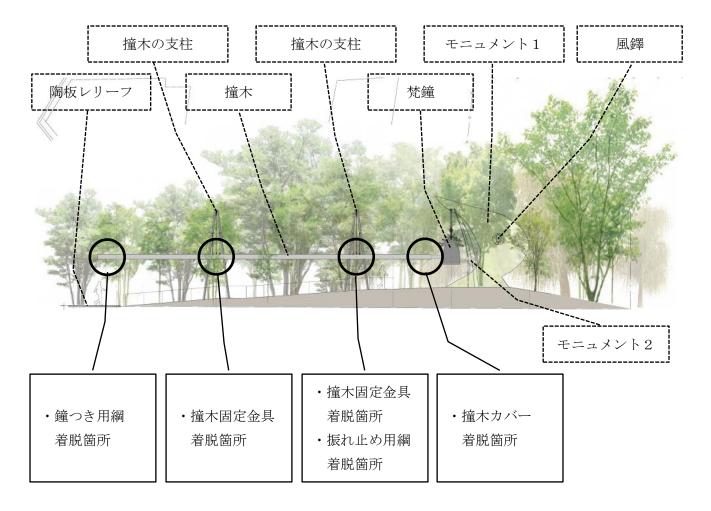
第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和2年7月28日から施行する。
- 2 この要綱に基づく太陽の鐘の使用許可は、使用日が令和2年7月28日以降のものについて適用する。

## 全体図 (第2条関係)

# 〈太陽の鐘〉



# 〈附属備品〉

・鐘つき用綱(直径36mm、長さ9m) 1本



・ 撞木の振れ止め用綱 (直径36mm、長さ7m) 2本

